



定期監査結果に基づき講じた措置の公表

平成 23 年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 12 項の規定により、京都地方税機構広域連合長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 24 年 10 月 15 日

京都地方税機構監査委員

田畑

豊

同

小泉

興洋



平成23年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	措置の内容
<p>(1) 納付(入)委託金について 納付(入)委託の証券受領後の事務処理において、整理簿の点検・押印漏れや所要事項の未記載等、進行管理が不十分なものが認められた。(業務課及び中部地方事務所)</p> <p>(2) 徴収金領収書について 徴収金領収証書の日付の記載漏れが認められた。(山城中部地方事務所)</p> <p>(3) 会計事務について 雇用保険非加入の65歳以上の臨時職員2名の賃金から雇用保険料を誤徴収していた事例が認められた。 また、資金前渡金に係る財務システムの精算入力漏れが認められた。(総務課)</p> <p>(4) 契約事務について 業務委託契約において、参考見積書を本見積書とする確認行為及び見積書の採用決定行為が漏れている事例が認められた。(業務課)</p>	<p>平成24年2月に開催した地方事務所長会議で、指摘事項等に係る適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>(1) 監査終了後、整理簿等の記載事項を是正し、関係職員に今後の適正な事務処理について徹底を図った。</p> <p>(2) 監査終了後、関係職員に今後の適正な事務処理について徹底を図った。</p> <p>(3) 監査実施時には既に還付処理を終えており、関係職員に今後の適正な事務処理について徹底を図った。 監査終了後、直ちに精算入力処理を行い、関係職員に今後の適正な事務処理について徹底を図った。</p> <p>(4) 監査終了後、関係職員に今後の適正な事務処理について徹底を図った。</p>